

意見書

平成 23 年 9 月 2 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 540-8511
住所 おおさか府おおさかしちゅうおうくばんぼちょう 大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 15 号
名称及び にしにっぽんでんしん でん わかぶしきがいしゃ 西日本電信電話株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 おおたけ しんいち 大竹 伸一
連絡先 経営企画部 

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条の規定により、平成 23 年 7 月 26 日
付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

当社は、従来より電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守し、公正競争の確保に努めて参りましたが、昨年2月の総務省の業務改善命令を厳粛に受け止め、情報システムの抽出・閲覧規制の強化や設備部門と営業部門の業務・居室の分離等、他事業者情報の適正な取扱いに向けたファイアウォールの一層の徹底を図り、NTT西日本グループ丸となって再発防止・信頼回復に向けて取り組んでいるところです。

今回の電気通信事業法及び同法施行規則の改正内容についても遵守し、他事業者情報の適正な取扱いによる公正競争の確保について、引き続き厳正に対処していく考えです。

一方で、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が進展しております。

指定電気通信設備制度が導入された当時は、電話の時代であり、他事業者が加入者回線の敷設や加入者交換機を設置して当社と同等のネットワークを自ら構築することが実質的に困難であったことから、他事業者がサービスを提供するために当社の固定電話網が不可欠であるとして規制が課されてきました。

しかしながら、IPブロードバンド時代においては、例えば、DSL事業者やKDDI殿はコロケーションやアクセスラインのアンバンドル機能等と自前設備とを組み合わせ、また、電力系事業者やCATV事業者はIP網やアクセスラインについても自ら設備を設置し、それぞれの形態で独自のネットワークを構築してサービス提供しています。そうした固定ブロードバンド事業者に加え、WiMAXやLTE等を用いた無線系の事業者を含めて熾烈な競争が展開されています。

その結果、当社・電力系事業者・CATV事業者・DSL事業者が熾烈な設備競争を繰り広げている西日本の固定系ブロードバンド通信市場では、当社のシェアは西日本マクロで48.5%、府県別では最小で37%、FTTH市場での競争が激しい関西2府4県では約40%に過ぎない状況(平成23年3月末)となっています。

また、NTTグループ以外の他社は、固定・移動事業を一体として提供し、料金面でも自社グループ内のみ固定・移動間の無料通話を提供するなど、一体経営のメリットをフルに活かしたサービス展開を行っているなかで、NTT西日本・東日本のみが指定電気通信設備制度に基づく非対称規制により、お客様のご要望に応じたサービスを迅速かつ柔軟に提供できないとすると、結果として、NTT西日本・東日本のお客様だけが不利益を被るとともに、IPブロードバンドの利活用促進を妨げる要因になりかねません。

当社は、これまでも光サービスを世界に先駆けて本格展開し、ブロードバンドの普及に全力で取り組んでまいりましたが、ブロードバンドの一層の普及に向けては、広く社会・経済・国民生活の中でICTの利活用を推進していくことが重要であり、そのためには情報通信市場のパラダイム変化を十分踏まえ、従来の電話を前提とした規制等を見直し、IPブロードバンド市場において各事業者が自由に事業展開を行うことができる環境を整備していただきたいと考えます。